

砥部町オープンカウンター要領

平成 25 年 3 月 15 日

砥部町告示第 15 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、砥部町の発注する物品等の購入について、砥部町契約規則（平成 17 年砥部町規則第 50 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、オープンカウンターの実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示においてオープンカウンターとは、物品購入等の案件を公開し、見積競争に参加を希望する者（以下「参加者」という。）から見積書を提出させ、予定価格を下回る見積価格のうち最低の見積価格（以下「最低見積価格」という。）を提示した者と契約を締結する公募型見積競争の方法をいう。

(参加資格)

第 3 条 参加者に必要な資格は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 砥部町入札参加有資格業者名簿（物品・他）に登載されている者であること。
- (3) 案件ごとに定める営業品目が、一般競争（指名競争）参加資格審査申請書の営業品目において希望している者であること。
- (4) 砥部町指名停止要領に基づく措置を受けた者で、当該措置期間中でないこと。
- (5) 砥部町暴力団排除条例（平成 23 年砥部町条例第 16 号）第 2 条第 2 号から第 5 号までに該当する者（暴力団、暴力団員及び暴力団員等）でないこと。

(対象)

第 4 条 オープンカウンターの対象は次のとおりとする。

- (1) 「物品」のうち、予定価格（単価の予定価格の場合は総価）が 30 万円以上 80 万円以下のもの
- (2) 「印刷物」のうち、製造の請負にあたるもので、予定価格が 30 万円以上 130 万円以下のもの
- (3) その他オープンカウンターを実施することが有利になるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、オープンカウンターの対象としない。

- (1) 緊急を要するとき。

(2) 競争に加わるべき者の数が、オープンカウンターに付する必要がないと認められる程度に少数であるとき。

3 前項の決定にあたっては、入札担当課契約担当者（以下「契約担当者」という。）と発注担当者（課等の長の命を受けて、契約に関する事務をつかさどる職員をいう。）による協議を行うものとする。

（仕様書等の公開）

第5条 仕様書及び図面（以下「仕様書等」という。）は、ホームページにより閲覧に供するものとする。（月曜日公開を基本とする。）

（同等品の提案及び承認）

第6条 参加者は、同等品を提案する場合は、案件ごとに定める期限までに発注担当課に見本等を提示し、当該担当課の承認を得るものとする。

（仕様書等に関する質問及び回答）

第7条 参加者は、仕様書等に質問がある場合は、案件ごとに定める期間内に、発注担当課に行うものとする。

（見積書の提出）

第8条 参加者は、公開された仕様書等の内容に基づき、提出期限までに見積書（様式第1号）を、郵便により提出するものとする。ただし、持参によるオープンカウンターへの参加を認めることができる。

（見積の無効）

第9条 次の各号のいずれかに該当する見積書は、無効とする。

- (1) 参加者の資格を有しない者が提出したもの
- (2) 所定の方法により所定の日時までに到達しなかったもの
- (3) 談合等不正行為によるもの
- (4) 記載事項に誤りのあるもの
- (5) 記載事項が確認できないもの
- (6) 同一事項の案件に対し、2以上の意思表示をしたもの
- (7) 添付資料が必要な場合において、添付資料のないもの又は添付資料に必要な事項の記載のないもの
- (8) 本町が定める様式（様式第1号）以外で見積したもの
- (9) その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反したもの

（契約の相手方の決定）

第10条 契約の相手方の決定は、前条各号に掲げる事項に該当しない見積書を提出した者のうち、予定価格内の最低見積価格を提示した者とする。

2 前項において、参加者が1者であっても有効とする。ただし、地域要件を「県内に本店を有している者」以上に広げているものに限る。

(くじによる相手方の決定)

第11条 最低見積価格を提示した者が2者以上あるときは、くじにより契約の相手方を決定するものとする。

(落札者がいない場合の手続)

第12条 オープンカウンターを実施した結果、契約の相手方を決定することができなかった場合は、不調とする。

2 不調となった場合又は参加者がいない場合は、仕様書等及び参加資格を変更し、再度その案件をオープンカウンターで行うことができるものとする。

(決定の通知)

第13条 契約担当者は、契約の相手方が決定した場合は、落札者に限り通知するものとする。

(結果の公表)

第14条 契約担当者は、契約の相手方を決定した場合は、ホームページにより次の各号に掲げる事項を公表するものとする。なお、公表の期限は、開札日の属する年度の末日から2年が経過する日までとする。

- (1) 案件番号
- (2) 発注所属
- (3) 案件名称及び概要
- (4) 納入場所
- (5) 落札金額
- (6) 落札者(商号又は名称)
- (7) 開札日

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(令和4年11月28日告示第197号)

この告示は、公表の日から施行する。